

JICSAP 会費規約

平成 26 年 6 月 19 日第 12 回定時総会改正
平成 25 年 6 月 19 日第 11 回定時社員総会制定

第 1 条 総則

この規約は、一般社団法人 日本 IC カードシステム利用促進協議会 定款第 3 章に規定する会員について必要な事項を定める。

2. 本規約の変更は、総会の決議をもって決する。

第 2 条 会費

当法人の会員は、次の区分に従い、事業年度毎に会費を納入しなければならない。

- | | | |
|----------|-----|----------------|
| (1) 特別会員 | 年会費 | 95 万円 |
| (2) 正会員 | 年会費 | 30 万円 |
| (3) 賛助会員 | 年会費 | 公益性に鑑みて、免除とする。 |

附則

本規約は、平成 25 年 6 月 19 日より施行する。

以上